

青森県報

第三千七百六十三号

平成二十五年
十月三十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
右 同	同	二
障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	同	四
公共測量の実施	監理課	四
道路の区域の変更	道路課	四
道路の供用の開始	同	四
公 告		
公有財産の売却に係る一般競争入札	財産管理課	五
出先機関	西北地域 民 局	六
土地改良区の役員の就任及び退任		
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	事務局	六

告 示

青森県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
介護老人保健施設サントハウス弘前	弘前市大字大川字中桜川一八の一	介護老人保健施設	平成 二五・九・一
特別養護老人ホーム能舞の里	下北郡東通村大字砂子又字桑原山一の一七	地域密着型介護老人福祉施設	二五・八・八
特別養護老人ホームひだまり	三戸郡五戸町字苗代沢三の六六	地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）	二五・七・一

青森県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		

シ 北 有 限 会 社 マ シ ー フ ア ー マ 西	有 限 会 社 の 社 里 メ	福 社 青 森 振 興 社 法 団	北 田 津 産 業 東 株 式 会 社	株 式 会 社 の 窓 口 か	株 式 会 社 ツ ル 八	有 限 会 社 さ か も と	田 株 式 会 社 町 ア ン ド 商 会	活 動 法 人 テ ・ シ ヤ リ テ	世 株 式 会 社 善 会	"	会 社 人 弘 前 市 豊 徳 法
二 大 字 鶴 田 字 早 瀬 の 一	二 弘 前 市 大 字 藤 代 目 二 の 二	一 む つ 市 十 二 林 一 の 一 三	八 戸 市 湊 高 台 二 丁 目 二 の 三	東 京 都 港 区 東 麻 布 一 丁 目 七 の 三 階 第 二 渡 邊 ビ ル	北 海 道 札 幌 市 東 区 北 二 丁 目 一 の 二	五 所 川 原 市 字 鎌 谷 町 五 一 九 の 五	弘 前 市 大 字 境 関 字 西 田 二 八 の 一	青 森 市 第 二 問 屋 一 町 三 丁 目 三 の 三	弘 前 市 大 字 五 代 字 從 弟 沢 一 三	"	一 字 弘 前 市 大 字 八 の 八 の 川
管 理 指 導 指 導	訪 問 介 護	管 理 指 導 指 導	通 所 介 護	訪 問 介 護	管 理 指 導 指 導	訪 問 介 護	管 理 指 導 指 導	"	訪 問 介 護	介 護 認 知 症 所 対	療 養 入 所 介 護
薬 局 つ る た 調 剤	の ケ ア メ ー セ ン タ ル の 里	リ み ち の ク ク	十 和 田 茶 話 本 舗 支 店	社 口 十 和 田 支 店	グ ル 十 和 田 支 店	と 業 所 さ か も と	弥 生 サ カ 工 業 局	ピ ア チ エ ン シ ョ ン	川 先 テ ル パ イ ン ス	ウ も ス の 木 ハ	前 夕 健 護 老 人 保 護 施 設 サ ン シ ョ ン
二 大 字 鶴 田 字 早 瀬 の 一	井 大 字 藤 崎 東 村 五 六 の 八	七 む つ 市 十 二 林 一 の 一	十 和 田 市 西 三 番 町 三 五 の 九	十 和 田 市 西 二 番 町 一 の 二	十 和 田 市 西 二 番 町 一 五 の 二 六	の 八 五 所 川 原 市 大 字 榊 森 五 一	生 五 所 川 原 市 字 弥 生 町 一 五 の 八	丁 八 戸 市 多 賀 台 一 目 一 の 七	四 弘 前 市 大 字 川 先 丁 目 三 の 五	"	一 字 弘 前 市 大 字 八 の 八 の 川
二 五 九 一	"	二 五 八 一	二 五 九 一	二 五 六 一	二 五 九 一	二 五 九 一	"	二 五 八 一	二 五 九 一	一 八 四 一	二 五 九 一 平 成

株 式 会 社 オ ル ル	青 森 市 青 柳 二 丁 目 四 の 一	訪 問 介 護	テ ル パ イ ン ス お り づ る	北 津 軽 郡 板 柳 五 丁 目 九 の 一	"
社 会 福 祉 法 人 恵 徳 会	上 北 郡 東 北 町 字 古 屋 敷 四 五 の 一	通 所 介 護	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 松 風 荘	上 北 郡 東 北 町 字 乙 供 一 二 三	二 五 六 一
"	"	生 活 期 間 介 護 所	松 風 荘 短 期 入 所 介 護 事 業 所	"	"
社 会 福 祉 法 人 吉 幸 会	三 戸 郡 田 子 町 大 字 上 ノ 平 六	"	シ ョ ー ト ス の 舞 の 里	下 北 郡 東 通 村 大 字 山 一 の 一 〇 七	二 五 八 八
"	"	認 知 症 対 応 介 護	シ ョ ー ト ス の 舞 の 里 ヒ ダ マ	三 戸 郡 五 戸 町 字 苗 代 沢 三 の 六 六	二 五 七 一
株 式 会 社 南 住 建	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 三 三 の 三	認 知 症 対 応 介 護	グ ル ー プ マ ワ	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 三 川 守 田 字 冷 水	二 五 三 一

青森県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 さ か も と	五 所 川 原 市 字 鎌 谷 町 五 一 九 の 五	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 さ か も と	五 所 川 原 市 大 字 広 田 一 の 八	平 成 二 五 九 一
名 称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日

青森県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定期間
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	ケアセンター	南津軽郡藤崎町大字藤崎東村	平成二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	みちのくクリニック	七戸市十二林一	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一
弘前市大字藤七の里	弘前市大字藤七の里	介護予防	社会福祉会	番町一五の二二	二五年・一

株式会社西フアーマ	北津軽郡鶴田町大字鶴田早瀬	介護予防	つるた調剤薬局	北津軽郡鶴田町大字鶴田早瀬	二五年・一
株式会社オール	青森市青柳二丁目四の一	介護予防	ヘルパース	北津軽郡板柳町大字辻福岡五	二五年・一
社会福祉会	上北郡東北町古屋敷四五の一	介護予防	デイサービス	上北郡東北町乙供一三三	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	松風荘短期入所介護	下北郡東通村大字砂子又七	二五年・一
株式会社南	三戸郡三戸町大字三三三	介護予防	リハビリ	三戸郡三戸町大字三三三	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	リハビリ	三戸郡田子町大字上ノ平六	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	リハビリ	三戸郡田子町大字上ノ平六	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	リハビリ	三戸郡田子町大字上ノ平六	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	リハビリ	三戸郡田子町大字上ノ平六	二五年・一
社会福祉会	三戸郡田子町大字上ノ平六	介護予防	リハビリ	三戸郡田子町大字上ノ平六	二五年・一

青森県告示第七百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間
有限会社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森	障害福祉サービス	ライフサポート	五所川原市金木の野二〇〇	平成二五年・一

有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	就労継続支援B型	ライフサポ ト夢の森	五所川原市金木一町芦野二〇〇の二二二	"
--------	---------------------	----------	---------------	--------------------	---

青森県告示第七百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止年月日
有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	生活介護	平成二五・〇・三
指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止年月日
生活介護の森	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原二二三の二〇	生活介護	平成二五・〇・三

青森県告示第七百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
深浦町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 測量の期間
平成二十五年十月十五日から平成二十六年三月二十二日まで
- 四 測量の地域
西津軽郡深浦町全域

青森県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年十一月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	一〇一	変更の区間 つがる市柏下古川編森二六四の五からつがる市柏稲盛岡本一五の三まで	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
				後	前	後	前	
				四六・五五メートルまで	一三・九四メートルから一四・五六メートルまで	三〇八・〇〇メートル	三〇八・〇〇メートル	

青森県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年十一月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	つがる市柏下古川編森二六四の五からつがる市柏稲盛岡本一五の三まで	平成二五・一〇・三〇
県道青森浪岡線	青森市第二問屋町二丁目二二八の一から青森市第一問屋町四丁目二四〇の一まで	二五・一〇・三二

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十五年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
八戸市大字中居林字雷一七の一	宅地	二〇八・六九
八戸市長者三丁目三二の一	宅地	三三三・九九
八戸市吹上二丁目四二の二、四二の一九	雑種地	三三〇・九七
八戸市大字糠塚字南長市一の一、一の七	宅地	六七八・〇九
八戸市白銀台四丁目三の九	宅地	八一九・七二

八戸市大字白銀町字三島上三九の一	宅地	二三八・七五
八戸市白銀台二丁目一〇の一七	宅地	二五三・九九
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
十和田市西五番町一の一七九、一の一七五	宅地	九九一・六九
三沢市松園町一丁目一〇の一三	宅地	三三〇・六七
上北郡七戸町字蛇坂五七の二一	宅地	一、七一五・四一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十五年十一月二十五日 午前九時から

平成二十五年十二月二日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
 青森県庁舎 西棟七階C会議室
 4 開札日時

平成二十五年十二月十六日 午前十時から
 開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年十月三十日

西北地域県民局長 藤岡正昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	----------------------------

理事	佐藤 幸一	つがる市牛瀧町大田光七一の六四	平成 二五・一〇 五就任
理事	佐藤 正明	下牛瀧町鶴舞岬二八の二	〃
理事	工藤 俊典	〃 〃 四二の一	〃
理事	佐藤 良一	〃 〃 四五の二	〃
理事	佐々木昭二	牛瀧町柏山一五	〃
理事	工藤伊佐雄	〃 村上四六	〃
理事	工藤 弘美	〃 鷲野沢七三の一	〃
理事	山田 申一	〃 稲垣町繁田赤旗四六の一	〃
理事	工藤 正明	〃 牛瀧町塚野沢七四の一七	〃
理事	工藤 兼春	〃 村上五六の一	〃
理事	佐藤 誠	〃 下牛瀧町鶴舞岬四三の一	〃
理事	鳴海 司	〃 牛瀧町村上一一の五	〃
理事	佐藤 幸一	〃 大田光七一の六四	二五・一〇 四退任
理事	佐藤 正明	〃 下牛瀧町鶴舞岬二八の二	〃
理事	工藤 俊典	〃 〃 四二の一	〃
理事	佐藤 良一	〃 〃 四五の二	〃
理事	佐々木昭二	〃 牛瀧町柏山一五	〃
理事	工藤伊佐雄	〃 村上四六	〃
理事	工藤 弘美	〃 鷲野沢七三の一	〃
理事	山田 申一	〃 稲垣町繁田赤旗四六の一	〃
理事	工藤 正明	〃 牛瀧町塚野沢七四の一七	〃
理事	工藤 兼春	〃 村上五六の一	〃
理事	佐藤 誠	〃 下牛瀧町鶴舞岬四三の一	〃
理事	鳴海 司	〃 牛瀧町村上一一の五	〃

監査委員

監査結果に対する措置の公表

平成25年6月5日付け青森県報号外第43号及び平成25年9月11日付け青森県報号外第64号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成25年10月30日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 元 木 篤 子
同 山 谷 清 文
同 小 檜 山 吉 紀

監査箇所名	監査結果	措置の内容
防災消防課	負担金、補助及び交付金において、補助金の額の確定を行っていないものがある。 負担金、補助及び交付金において、支出負担行為の決裁区分を誤っているものがある。	同様の事例が発生しないよう職員に周知した。今後は、関係職員が複数で事務の進行管理を行い執行の適正確保を図る。 支出負担行為の決裁区分について周知した。今後の事務処理についても遺漏のないよう万全を期する。
財産管理課	未利用財産の解消に努めること。	引き続き積極的に売却手続を進め、未利用財産の解消に努めることとした。
東青地域県民局 県税部 中南地域県民局 県税部 三八地域県民局 県税部 西北地域県民局 県税部 上北地域県民局 県税部 下北地域県民局 県税部	収入未済の解消に努めること。	個人県民税の収入未済額が県税全体の8割超を占める状況を踏まえ、平成24年度においては、市町村との共同催告、共同徴収、徴収引継などの徴収支援策を講じ、昨年4月に設立された市町村税滞納整理機構との連携強化などにより、収入未済額の縮減を図ったところであり、引き続き、市町村税滞納整理機構と協力しながら、市町村を積極的に支援し、更なる収入未済額の縮減に取り組んでいる。
地域活力振興課	旅費及び使用料及び賃借料において、共通自動車乗車券の使用が	所属内において共通自動車乗車券取扱基準及び運用の認識を改め、職員に対し、事務連絡「共通自

東青地域県民局 地域連携部	収入未済の解消に努めること。 使用料及び賃借料において、契約書の記載内容に不備なものがあ	適正でないもの等がある。 自動車乗車券の取扱等について、より周知徹底するとともに、支出済の旅費及び使用料及び賃借料については、所要の措置を講じた。 また、今後はチケット体制の強化を図り、適正な執行に努めることとした。
三八地域県民局 地域連携部	使用料及び賃借料において、競争入札で執行すべき契約を随意契約で執行しているものがある。	研修負担金、資料代金等については、極力口座支払いとしているが、やむを得ず現金支払いをする場合は、現金の滞納が生じないよう、当部と要求部とでダブルチェックを行うこととした。 今後は、随意契約に当たっては、その限度額内にあるかどうか担当者と決裁者が十分に確認を行うとともに、契約執行事務が集中する年度末及び年度始においては、特に細心の注意を払いながら財務事務の適正執行に努めていくこととした。
上北地域県民局 地域連携部	需用費において、支払手続が遅延しているものがある。	支払案件の遅延がないか確認するなどチケット体制を強化し、支払い事務を適期・適正に処理することとした。
環境政策課	収入未済の解消に努めること。	滞納者は生活保護受給者や住居不特定無職の者など資力のない者であるため、居住地の確認や財産調査により現状を確認し、戸別訪問により

		<p>支払い意志の確認や支払い方法について話し合いの上、一部徴収を実施した。</p>
<p>原子力安全対策課</p>	<p>需用費において、電気料金の支払遅延により遅収加算金が生じているものがある。</p>	<p>当該事案が発生した後速やかに、管理監督者を中心とした複数者によるチェック体制の整備及び支払の進捗状況の確認を徹底すること等を内容とした再発防止策を策定し、日々実行することにより再発防止を図っている。</p>
<p>県境再生対策室</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済額の徴収に関し、平成25年10月2日に滞納者に対して滞納処分の執行停止を行った。 引き続き、滞納者への納付催告や財産調査を実施するなどにより、収入未済の解消に努めることとした。</p>
<p>健康福祉政策課</p>	<p>旅費及び使用料及び賃借料において、共通自動車乗車券の使用が適正でないもの等がある。</p>	<p>旅費及び使用料及び賃借料に係る必要な事務手続を行い是正した。 また、共通自動車乗車券取扱基準を確認して執行するよう、職員に対し周知を図った。</p>
<p>医療薬務課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県財務規則及び資金前渡事務処理要領に基づき、必要な事務手続を適切に行うとともに、内部チェック体制を強化し、確認を確実に実施することとした。 看護師等修学資金の制度について、制度内容の理解の促進を図るため、利用者に適切な周知を行い、債権発生 の未然防止を図る。 返還金が生じた場合は、速やかに対象者に返還理由等を説明し、返還の必要性を理解してもらおうとともに計画的な返還等について指導し、収入未済が発生しないように指導して</p>

<p>保健衛生課</p>	<p>負担金、補助及び交付金において、交付決定が遅延しているものがある。</p>	<p>いく。 また、収入未済が生じた場合は、速やかに滞納者の状況を把握し、電話や文書等による催促を行うとともに、必要に応じて個別訪問を行うなどして収入未済の解消に努める。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>補助事業者が多数となる補助金については、順次事務処理を行うこととしたほか、財務事務研修等を通じて職員の正確な知識習得を図るとともに、相互の連携及びチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 障害者扶養共済制度及び医療療育センターの利用に当たり、制度の内容と利用者の権利義務を丁寧に説明するなど、利用者に適切な周知を行い、債権発生 の未然防止を図る。 返還金が発生した場合は、返還金の理由及び必要性を改めて説明し、収入未済とならないよう指導していく。 納入期限までに履行しない者に対しては、速やかに滞納者の状況を把握しつつ、財務規則に規定する督促状を发出するとともに、電話や文書、訪問による催促を行っていく、今後とも継続して収入未済の解消に努めていくこととした。</p>
	<p>補助金の額の確定が遅延しているものがある。</p>	<p>補助事業について、市町村から実績報告書を收受後、速やかに実績報告書の内容を精査し、補助金額を確定することとした。 また、実績報告書收受後、確定が速やかに行われているか、担当グループ</p>

東青地域農政局 地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	<p>「フアネージャー等が確認することを徹底することとした。</p> <p>各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容と利用者の権利義務を丁寧に説明し、債権発生の未然防止を図る。</p> <p>返還金が発生した場合は、速やかに対象者に返還理由等を説明し、返還が滞ることがないよう指導していく。</p> <p>また、収入未済が発生した場合は、「東青地域農政局地域健康福祉部歳入関係事務運営要綱」及び「東青地域農政局地域健康福祉部福祉総室収入未済金対策要領」等に基づき、滞納者検討会議等を開催し、ケースごとに納入指導方針を検討し、電話や文書、訪問等により収入未済の解消に努めているが、引き続きこれまでの取り組みを実施し、収入未済の解消に努める。</p>
商工政策課	収入未済の解消に努めること。	<p>引き続き、延滞企業等への訪問や電話等による催促及び分割納入等の指導を行いながら回収に努めていく。</p> <p>今後も、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。</p>
地域産業課	収入未済の解消に努めること。	<p>債務者に対しては、架電・個別訪問等による督促を行うなど債権回収につながる働きかけを継続するとともに、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。</p>
新産業創造課	負担金、補助及び交付金において、補助団	<p>補助団体に対しては、再度補助金交付要綱における交付条件の規定順</p>

<p>体の指導が適正でないものがある。</p>	<p>守と適正な事業執行を求めたところであり、今後も指導を徹底する。</p> <p>また、当該事案について、課全体として再確認し、再発防止の周知・徹底を図るとともに、すべての負担金、補助及び交付金について、執行状況確認表を作成し、各費目の執行状況や事務の進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。</p>
<p>委託料において、返納手続が遅延しているものがある。</p>	<p>当該事案について、課全体として再確認し、再発防止の周知・徹底を図るとともに、すべての委託料について、執行状況確認表を作成し、執行状況や事務の進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。</p>
<p>団体経営改善課</p> <p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>引き続き債務者に対する個別面談等を実施し、収入未済の早期解消に努めることとした。</p>
<p>林政課</p> <p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>損害賠償請求訴訟の勝訴判決に基づき強制執行により、未収金の一部を徴収したが、引き続き債務者に対する面談等の実施や居住地の債権調査を進め、収入未済の早期解消に努めることとした。</p>
<p>農村整備課</p> <p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>引き続き債務者との面談を実施し、現況確認のうえ、収入未済の早期解消に努めることとした。</p>
<p>水産振興課</p> <p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>債務者の現況を的確に把握し、催告の実施により、引き続き収入未済の早期解消に努めることとした。</p>
<p>監理課</p> <p>未利用財産の解消に努めること。</p>	<p>引き続き、適正に管理保全の上、売却もしくは貸付が可能な財産は隣接者に対する売却・貸付の交渉及び公共利用財産の市町村への財産移管交渉を継続していくこととした。</p>

<p>港湾空港課</p>	<p>未利用財産の解消に努めること。</p>	<p>関係機関から情報収集を行い積極的に企業等に対しポートセールス活動を実施し、未利用財産の解消に努めることとした。</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県住宅供給公社の清算終了に伴う損害賠償請求権譲受債権については、債務者の状況を把握しながら、文書による督促を行うなど、収入未済の解消に努めていくこととしている。</p>
<p>東青地域県民局 地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県営住宅等の使用料については、青森県県営住宅家賃滞納事務処理要領等に基づき、電話、文書、訪問及び呼出による納付指導と督促等の徹底により未納解消に努めている。 その他の土木使用料、違約金及び延納利息、弁償金については、引き続き文書等による督促を行い債権の回収に努めている。</p>
<p>上北地域県民局 地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>継続的に個別訪問や、電話連絡を行うなどして、未納解消に努めている。</p>
<p>青森県立美術館</p>	<p>報酬において、嘱託員に係る勤務の割振りが適正でないものがある。</p>	<p>関係規程等の遵守や内部確認体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 なお、支給されていなかった報酬については、平成25年8月8日に追給した。</p>
<p>青森県立中央病院</p>	<p>備品購入費において、取得時期が適正でないものがある。</p>	<p>備品の購入については、使用時期等を十分に検討した上で、計画的に購入することを再度職員に周知徹底した。</p>
<p>青森県立中央病院</p>	<p>過年度未収金の解消に努めること。</p>	<p>文書や電話での催促のほか、訪問徴収専門職員による計画的な訪問徴収や未納者に対する簡易裁判所への</p>
<p>支払督促の申立てなどの未収金回収に取り組みつつ、未納者が支払計画について相談しやすい仕組みづくりなど未然防止の取組についても強化し、未収金の圧縮に努める。</p>	<p>発生から調達までの流れを再点検しつつ、管理監督者による内部チェック体制及び相互けん制機能を強化し、財務事務の適正執行に努める。</p>	
<p>青森県立つくしが丘病院</p>	<p>過年度医業未収金の解消に努めること。</p>	<p>平成23年1月に未収金取扱要領を策定し、文書や電話、あるいは訪問による未収金の督促等を実施しており、今後も継続して未収金の回収に努める。</p>
<p>教職員課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>急性期治療病棟の効率的な運用により平均在院日数の短縮を図ることや児童青年期精神科医療など外来診療体制の充実等による診療収入の増収、また、材料費や経費の節減をより一層進めることにより、累積欠損金の縮減に努める。</p>
<p>学校施設課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>引き続き、本人若しくは保護者等に対し電話による督促を行い、着実な債権回収に努めることとした。</p>
<p>青森県立七戸高等学校</p>	<p>旅費において、概算私の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>登記業務については、公所からの依頼によらず当該課が直接行うこととした。 また、工事の完成に伴う関係書類引渡しの際にその旨を通知するほか、複数人で登記の必要の有無を確認することとした。</p>
<p>青森県立七戸高等学校</p>	<p>旅費において、概算私の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>概算私で旅費の支給を受けて旅行した場合には、旅行終了後2週間以内に旅費の精算を行う必要があること</p>

		とを職員全員に周知徹底した。 また、事務担当者は、旅費の精算状況を随時確認し、精算が遅れている場合には催促するなど、チェック体制を強化し、精算手続の確実な実施に努めることとした。
青森県立弘前工業高等学校	需用費において、電気料金の支払遅延により遅収加算金が生じているものがある。	職員の相互チェックを確実に実施し、審査確認の徹底を図るとともに、金融機関のサービスを活用して再発防止に努めることとした。
青森県立八戸第二養護学校	扶助費において、過年度支出となっているものがある。	支給経費ごとの確認担当者を定め、複数の職員による厳正な審査を徹底することによりチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
青森県警察本部	収入未済の解消に努めること。	放置違反金の自主納付督促と滞納処分による財産差押え及び広報活動の徹底により納付率を高めることとした。
青森県青森警察署 青森県弘前警察署 青森県黒石警察署	報酬において、支払手続が遅延しているものがある。	業務に関する制度改正等の確認を徹底し、支払手続を遅滞なく行うこととした。
青森県三沢警察署	需用費において、歳出科目が誤っているものがある。	支払及び審査において、歳出科目に誤りがないか、担当者による相互確認を徹底することとした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭